

2008
夏号

No. 3

2008年6月1日

こわち

自治研

発行
高知県自治研究センター
780-0862
高知県高知市鷹匠町2-5-47
TEL(088)824-0151
FAX(088)820-0062
http://www.kochi-jichiken.jp/
編集者 折田 晃一

「障害者自立支援法の抜本改正を考えるシンポジウム」



障害者自立支援法をどう変えるのか
パネルディスカッション(要旨)

高知県自治研究センターは、1月14日に119人の参加のもと、高知女子大永国寺キャンパス203号教室において「障害者自立支援法の抜本改正を考えるシンポジウム」を開催しました。

高知県内で1595人の方々からいただいた、自立支援法施行後の実態調査アンケートをもとに、高知女子大教授の田中きよむさんの問題提起を受けたあと「障害者自立支援法をどう変えるのか」と題してパネルディスカッションを行い、法制度の問題点を明らかにするとともに、抜本的改正を求め、ともにとりこんでいくことを確認し合いました。

パネルディスカッションを中心に報告をします。

現行法制度の問題点が明らかに

アンケート結果をどう見るか



田中きよむさん

田中さん
ただいまから、身体・知的・精神それぞれのお立場、そして行政のお立場からおいでいただいておりますので、当事者団体や行政の立場からこの結果をどう受けて、今後の方向をどう見定めるのか、ご意見をよろ

しくお願いいたします。

先ほどの報告に対して率直な感想なりということも、片岡さんからお願いでできますでしょうか。

自身の反省を踏まえ

見直しの活動を

片岡さん

という形で、私もいま本部の關係の役員もして、もちろん高知県の会長でございますので高知県民に立つたうえでの行動でございますけれども、やはり身体は身体、知的は知的、精神は精神で動いていたなあということを痛感しております。

この問題点を十分反省して、見直しに向けて私は活動してきたというふうに考えております。

障害区分自体

南さん

見ていただきたいものがあります。これは障害者自立支援法の一歩のキーである障害程度区分というものです。自分たちの仲間が、高知県を入れて七県が協力しあって障害程度区分の調査結果を集計いたしました。高知県を見ても全部右寄りです。つまり障がい程度が軽いということです。他の県と比べて軽く見ているということはどういうことか。言い換えれば、利用できる支援が他の県と比べて少なくなくていくということなんです。

(二面に続きます)

コーディネーター

田中きよむさん(高知女子大学教授)

パネリスト

- 片岡 卓宏さん(日本身体障害者団体連合会副会長)
- 南 守さん(あじさい園施設長)
- 掛橋 繁則さん(高知市精神障害者家族会連合会会長)
- 小野 広明さん(高知県健康福祉部障害福祉課地域生活支援担当チーフ)



片岡 卓宏さん

今日のなかで特に自分が見落とした問題のなかで一番これはそうだったなというふうにも思ったのは、アンケートのなかで、「自立支援法までは中央障害者団体の結束のなさに憤り、障がい者問題について国民の認識の甘さ、薄さに空しさを感じ、施行後は行政と現場との温度差に振り回されているところでしょうか」という一文を読んで、ほんとにそうだったな。この自立支援法ができた時に、初めていわゆる三障

自立支援法の調査アンケートをもとに討論



南 守 さん

アンケートが示す矛盾点の数々

うに去年の四月から施行が始まって、一

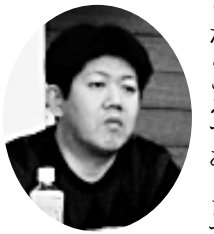
これが知的の方になると非常にひどくて、こういうふうな状態になります。精神はもうむごいものです。むごいと言ったら変だけれども、身体はこういうふうな状態です。

それをもう少し分かりやすくしたのが、全国の平均障害程度区分を表したものです。全国は全体的に三四です。高知県は二・七二です。全国と比べても高知県は低いということが完全に出ております。国が定めた制度自体の一番基本でもう壊れていると言いますか、土佐弁で言うと、どだい話にならないという状況に入っているということなんです。



掛橋 繁則 さん

ことで、法律上はやつと他の障がい者の方と肩を並べることができた。これが大きな違った点だと思います。精神障がい者も、地域で自立していくということがこれから大きな課題になっていくわけですが、アンケート調査の結果を見て、法的に一元化されたものの、これからの課題が多いというのが実感でござります。



小野 広明 さん

いろんな気付きもあったアンケートであったし、今後取り組んでいかなければいけないことも、このなかから考えていかなければいけないことであろうと思っております。



掛橋 繁則 さん

率直にアンケートの結果を聞いた限りでは、利用料が障がい者の生活そのものを損なっているというのが、第一感でござります。障がい者の方が作業所なりいろんな入所施設、通所施設にお帰りになるという気持ちそのものまでも踏みについているというのが、現在の自立支援法ではなからるかどう考えておられます。

一元化されて自立が必要ですが、一元化されて自立が必要でなくても、たいへん不安だというのが現在の実感でござります。ぜひ、改善をお願いしたと考えます。

利用者の負担の増が」「一番大きな問題」

小野さん

アンケート結果で言えば、やはり一番大きいのは利用者負担という部分であったのかなと思います。それに関して、この調査以降、国の方でも負担軽減、それ以前に県においても負担軽減策をやっていました。制度をより良いものにしていくためにいろんな意見を出していただいた。利用者負担が一番大きな問題であったものに対しての見直しが図られてきたのかなと。

今後、取り組んでいかなければいけない課題はいっぱいあるのかなというものが改めて気付いたところでもあります。それと利用者負担のところを質して出ているのが、例えば賃金アップというものの対しての取り組みもやっていたか、感覚として思

生活実態に根ざした制度へ 改正求めとりくみを



パネリストの皆さん

費用負担増でサービス」を止めるケースが

費用負担増の対象は一つの指標で見られたところが、負担が多くなったのでサービスを止めていったという確率が、今回のアンケート調査で出ているんですが、これは昨年と比べて一昨年の時点がきつたと見られた時点です。

知的障がい者については、一つは自己選択と自己決定の復権です。それと応益負担の充実。自立とは何かというのをもう一回やり直さなければならないだろうと

思っています。自分たちの会長も政治的な動きにシフトして動いております。この障害者自立支援法が抜本的改革なのか、見直しなのか、新たな法を持つてくるのかという議論もいまかなりされている状態です。

自立支援法の何をどう変えるか

パネリストの皆さんの抱負と決意

片岡さん

利用負担にしても、厚労省が課長会議で発表した金額は一五〇〇円という非常に安い金額になりましたけれども、限りなくゼロにしていきたい。既得権益は既得権益で放さない。今日のアンケートのなかでもいくつか参考になることがあるので、そういうことも含めながらやっていきたい。

掛橋さん

精神の場合には、既に障がい者を抱えた親も相当な老齢時期を迎えております。つまり身近に親亡き後という問題が差し控えている。そうは言ってもなかなか精神の場合、従前から外へ出る。そういった癖が付いていないのが実情でして、どうやって自立に持っていくか、ということがこれからの課題です。そうかと言いましても現状、地域ではそれなりの施設がございせん。そういうなかでは、地域での日中活動支援施設、こういったものがぜひ精神ではほしいと考えております。

現在、作業所なりグループホームにいる障がい者も相当数いるわけですが、全体から見るとごく一部の人間にまだ限られている。これからグループホームもたくさんほしい。精神が通えるいろいろな施設もほしいと

は思っています。なかなか現状はそうは参りませんが、先ほど言いましたように、保護者の年齢も相当高いのが実情でございまして、待たなしの策が必要と考え

ています。そういうなかで、障がい者の残された家族ともども今後の道を拓けるように努力していかなければいけない。まずは社会の風

に当てる。できるだけ日中の活動ができる施設へ向けていくことが当面の課題と考えています。それだけ精神の現状は非常に遅れている。これを早く取り戻さなければいけないと考えているのが現状でござります。

知的障がい者については、一つは自己選択と自己決定の復権です。それと応益負担の充実。自立とは何かというのをもう一回やり直さなければならないだろうと

思っています。自分たちの会長も政治的な動きにシフトして動いております。この障害者自立支援法が抜本的改革なのか、見直しなのか、新たな法を持つてくるのかという議論もいまかなりされている状態です。

精神障がい者にとって、まさに親亡き後の問題は待たなしの状況だと思えます。どうすれば地域で自立した生活が送れるのか。まず生活の場を確保する。それから始まり、自立した社会訓練、こういったことについて関わっていくのか。これからのすべて始まりだと考えております。そういう意味では、これからの自立支援、いろいろな課題があるかと思

います。なるべく早期に目的を立っていきなさいと

考えております。

小野さん

やはり当事者や関係者のご意見を聞きながら、いい制度になっていく提案をしていかなければと思

費用負担増でサービス」を止めるケースが

南さん

費用負担増の対象は一つの指標で見られたところが、負担が多くなったのでサービスを止めていったという確率が、今回のアンケート調査で出ているんですが、これは昨年と比べて一昨年の時点がきつたと見られた時点です。

高知県の知的障害者福祉協会が独自で、一昨年の九月末日までに利用者負担の増大によって利用を止めた人はどうなんだろうという調査をいたしました。それが全部で二五人おられました。これは県の結果とずいぶん

違っていました。今日も保護者の方が来られています。知的障がい者の場合利用を止める時にお金がしんどくなったから止めるなど、親の口からなかなか言えないんです。そういう意味でアンケート調査をすれば低く

出たんですけど、それでも、我々が調べたのは止められる時にいろんなお話をされて、お話を聞いたうえでそのなかでチェックを入れていたもの

です。二五人というのは実はすごい数です。そのなかで一番心配だったのは、土佐弁で言うと、止めるに止めれんとということ。負担増がひどくて止めたいんだけど、止めるも生活が成り立たないから止めれないという人が現在も続いている

ということになってくるのではないかと思

います。

掛橋さん

精神の場合には、既に障がい者を抱えた親も相当な老齢時期を迎えております。つまり身近に親亡き後という問題が差し控えている。そうは言ってもなかなか精神の場合、従前から外へ出る。そういった癖が付いていないのが実情でして、どうやって自立に持っていくか、ということがこれからの課題です。そうかと言いましても現状、地域ではそれなりの施設がございせん。そういうなかでは、地域での日中活動支援施設、こういったものがぜひ精神ではほしいと考えております。

現在、作業所なりグループホームにいる障がい者も相当数いるわけですが、全体から見るとごく一部の人間にまだ限られている。これからグループホームもたくさんほしい。精神が通えるいろいろな施設もほしいと

は思っています。なかなか現状はそうは参りませんが、先ほど言いましたように、保護者の年齢も相当高いのが実情でございまして、待たなしの策が必要と考え

ています。そういうなかで、障がい者の残された家族ともども今後の道を拓けるように努力していかなければいけない。まずは社会の風

に当てる。できるだけ日中の活動ができる施設へ向けていくことが当面の課題と考えています。それだけ精神の現状は非常に遅れている。これを早く取り戻さなければいけないと考えているのが現状でござります。

知的障がい者については、一つは自己選択と自己決定の復権です。それと応益負担の充実。自立とは何かというのをもう一回やり直さなければならないだろうと

思っています。自分たちの会長も政治的な動きにシフトして動いております。この障害者自立支援法が抜本的改革なのか、見直しなのか、新たな法を持つてくるのかという議論もいまかなりされている状態です。

精神障がい者にとって、まさに親亡き後の問題は待たなしの状況だと思えます。どうすれば地域で自立した生活が送れるのか。まず生活の場を確保する。それから始まり、自立した社会訓練、こういったことについて関わっていくのか。これからのすべて始まりだと考えております。そういう意味では、これからの自立支援、いろいろな課題があるかと思

います。なるべく早期に目的を立っていきなさいと



パネルディスカッションでは、フロアに来場されていた皆さんからも質問や意見をいただきました。

フロアからの声 (抜粋・要旨)

問 程度区分で言うと、私自身は身障手帳は一級ですが、障害程度区分は一です。自立支援法の要素のなかに就労が位置づけられていると思うんですが、例えば入所して生活訓練したい、職業訓練をしたいと思って、障がいによっては県外に行つてほしいといけない場合があると思います。ですけど、入所の期限がまず一つは見直し期限四年ですか。だから、なかなか期限の問題等があつて入りにくくなつてくる。当然、県外などの場合にはある程度特例はありますが、ほんとに四年経つてこれから県外へ行つて入所の生活訓練、就労訓練ができるだろうか。四年経つて訓練施設がなくなつたらたいへんだと思います。今後そういう入所施策がちゃんとあるのかどうか、また対策があるのかどうか、お聞かせください。

答 障害程度区分に関しては見直しがどうなるのか、まだはつきり分かってない部分はあると思いますが、ほんとに必要なサービスが受けられないというのは当然あつてはならないことで、政府の不備があれば、県としても国に提言していかなければと思います。就労という部分は、いまのところ入所も認められていると理解しています。

問 期限とか程度の問題なんですけど、基本的に五年間の経過措置で例えば区分四以上になつた場合、施設を出ていかないといいけないという問題がある。与党のプロジェクトチームの報告書のなかでは、現在利用している人についてはいられる方向も打ち出されています。仮にそれが通つたとしても新たに入所する人は対象外。例えば新たに入所する人が区分四以上だつたらどうなのか、障害程度区分によつて使えるサービス、使えない

のなかでは、現在利用している人についてはいられる方向も打ち出されています。仮にそれが通つたとしても新たに入所する人は対象外。例えば新たに入所する人が区分四以上だつたらどうなのか、障害程度区分によつて使えるサービス、使えない

いサービスの制限をいつまでも設けるのかどうか。政局の変化などで流動的な要素もあるかと思いますが、今後の見直しのなかに入つてくる可能性もあります。これは注意していかなければいけないことです。(注) 認定を認められてその受給量もいただいた。でも頼む事業所がないということとを、ある方からも聞きましたし、僕らの年になると両親はかなりの高齢者になつてきて、うちへ帰るのもままならないということがございます。いま完全には自立支援法に移行していませんので、療護施設が月単位で契約というのが支給されておられ、外のサービスが

受けられませんが、帰つてへルパーを使うとかが不可能なんです。何とか外のサービスが使えるようにならないか。入所でありながら、入所施設がこれを担保するよつなサービスができないかと最近考えておりました、皆さんはどのようにお考えかというふうに思います。

答 施設に入つて、土日・祭日に家に帰つた時に福祉サービスが受けられない。このことについての手当てについては全然できてない。確かにこのプロジェクトの抜本的見直しについてそこまでは触れておりません。いろいろ細かく、年金を二級から一級にしていきたいというよつな案は出ています。これも必盤だけども、これからそれを受けての見直しに全精力を上げていかないと、と考えております。そうしないと、施設に入つても家に帰ることができなくなる。家族に迷惑を掛けることになるので、施設は施設で、休暇で帰れば自宅の方でサービスを受けられる体制を何とか組みたいというふうに考えています。



田中きよむさんまとめ

応益負担は見直すべきということがほぼ共通したご意見で、サービスを利益と考え、その利益に応じた負担をし、負担に応じたサービスという考え方が、無料の可能性も含め、能力に応じた負担。それから必要ということをおつしやつた、一人一人の必要性に応じた支援。こつという考え方が打ち出された。

認定制度といつのがかなり無理、問題、限界があるということ、それぞれの障がい実態をなるべく反映できるよつな認定制度に改善を求めるといふこと。

世帯という考え方はなく、個人中心にニーズを見る。経済力も世帯という考え方からやはり個人中心に負担能力といふこと、経済力、ニーズといふのを考えていくべきではないかといふこと。さまざまの意味で基盤整備、その人らしく生きられる地域の条件というのが未成熟ではないか。そのなかには障害福祉計画のあり方、入所でも外部サービスが利用できる、家に帰つた時も利用できるよつな。地域で暮らしていくための基盤整備を現実的につくり出していく。その相

談支援をきちつとしていくといふこと。介護保険と機械的に合体化させるのはやはり問題が大きいといふことで、そつた方向は無理があるといふご意見。障がいのある人にとつての自立という視点からその概念を再構築すべきではないか。その場合の基本になるのが、やはりその人の自己決定ではないか。一番のデータは数字ではなくて、その人たちの生きてる姿、生きてる生活です。それに即して、いまの制度のどこを見直すべきかを本質的に考えていっていただきたいと思います。